

令和2年9月16日

八尾市立社会福社会館の各部屋のご使用にあたっての注意事項

社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

八尾市立社会福社会館の各部屋のご使用にあたって、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避け、主な感染経路である接触感染や飛沫感染のリスクに対して十分な予防対策をとっていただきますようお願いいたします。

なお、各部屋の使用人数や活動内容に制限（①発声を伴う活動、②飲食を伴う活動、③激しい呼気を伴う活動や人同士が接触しやすい活動は使用を中止）を行いながら運用することとなりますので、下記の事項について、使用者全員で共有し、遵守いただきますようお願いいたします。

（1）施設使用前の感染予防対策等

- ① 使用者は、事前に各自検温を行い、健康状態に問題がないことを確認してください。
- ② 使用団体の代表者は、使用者全員の検温を実施する等の確認を行い、次に該当する者がいないことを確認してください。
 - 37.5度以上の発熱（または平熱比1度超過）がある方
 - 息苦しさ、強いだるさや、軽度であっても咳や喉の痛み等の症状がある方
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方
- ③ 消毒液を持参してください。
- ④ 使用団体の代表者は、使用者全員の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成し、貸部屋使用前後に社会福祉協議会事務所（夜間・休日等の場合は1階団体活動室に配置している警備担当者）へ提出してください。 また、名簿は必要に応じて、保健所等へ提供されうることを事前に使用者全員に周知してください。

（2）施設使用時の感染予防対策

（消毒作業の実施）

- ① 手洗い・手指の消毒を徹底してください。

- ② 使用前・使用後において、部屋のドアノブや窓の開閉部、電気のスイッチ等、複数の使用者の手が触れる箇所の消毒を実施してください。
- ③ 使用前・使用後において、会議机や椅子の背もたれ、備品等の消毒を実施してください。
- ④ 通常のごみのほか、消毒に使用したごみなどの持ち帰りをお願いします。

(使用中の注意事項)

- ① 30分に1回程度を目安として、開窓・開扉等による換気を徹底してください。
- ② 咳エチケットを心掛け、マスク等を着用してください。
- ③ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しないでください。
- ④ 人との接触を避け、対人距離をできる限り2m（最低1m以上）確保してください。
- ⑤ 着席時は真向かいに座らず、互い違いに座るようにしてください。
- ⑥ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声、多数の者が集まり、大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を避けてください。
- ⑦ 感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに職員等に報告を行い、指示に従ってください。また、使用団体の代表者は、保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示に従ってください。症状が重篤な場合は、保健所と相談の上、医療機関へ搬送してください。

(3) その他留意事項

- ① 密集を避けるため、部屋の使用にあたっては、各部屋の使用人数や活動内容についての制限を遵守してください。

別紙「使用定員の人数制限等について」

- ② 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を行ってください。
- ③ 職員等の指示に従わない場合や施設の運営上支障があると判断された場合は、職員等が使用の中止を要請することがあるため、これに応じてください。
- ④ 八尾市が貸館を中止する期間における使用許可については、取り消しとなることを承知してください。また、施設の使用制限に伴う取り消しについても同様の取扱いとします。
- ⑤ 必要に応じて、大阪府が運用する「大阪コロナ追跡システム」を活用してください。